

記者資料提供（令和元年5月15日）
阪神国際港湾株式会社事業開発部 岡村、銅山
神戸市港湾局港湾計画課 村山、浜端

アジア広域集貨促進事業（トライアル）の募集開始について

～神戸港を活用した物流改善のトライアル事業～

成長著しい東南アジアからの貨物集貨の促進のため、平成29年3月に、一般社団法人日本港運協会 久保昌三会長の提言のもとアジア広域集貨プロジェクトチーム（チーム長：神戸海運貨物取扱業組合理事長 須藤明彦）を設立し、「東南アジア⇄北米間」のコンテナ貨物の神戸港トランシップへの取り込み等についての検討を進めております。

同プロジェクトチームの検討を踏まえ、神戸市及び阪神国際港湾株式会社は、神戸港を活用した物流改善のトライアルを促進するため、本日よりトライアルを実施する事業者の募集を行います。

1. 公募の概要

<趣旨>

- ・成長著しい東南アジア等から神戸港への貨物集貨を図るため、神戸港を活用した物流改善のトライアルを促進するとともに、この成果も活用したポートセールスを展開する。

<対象事業>

- ・神戸港への国際海上コンテナ貨物の集貨に寄与する以下の改善
 - ①西日本⇄東南アジア等の物流について、神戸港経由での輸送の改善や神戸港経由への転換を伴う改善を実施するもの。
 - ②神戸港でのトランシップを伴うもの。
 - ③神戸港の高付加価値化（神戸港の物流拠点の機能の拡大、IoTによる効率化等）に寄与するもの。

<支援対象費用の範囲>

- ① 原則として1事業あたり100万円を限度
 - ② トライアル輸送の実施に必要不可欠と判断できる以下の費用
 - ・輸送費、輸出入に係る諸手続き費用、通関等諸費用、マーケティング費用、システム改修費、PR費用 等
- ※費用の支援にあたっては、トライアル終了後（支払い時）に費用が確認できる根拠資料等を提出していただきます。

<対象企業>

- ・「荷主」又は「物流事業者（船社を含む）」

<対象期間>

- ・令和元年5月～令和2年3月末にトライアルを実施するもの

<募集期間>

- ・随時（ただし予算を上回る申請があれば締め切らせていただきます）

<留意事項>

本事業の趣旨の一つは、神戸港利用促進の営業ツール作成のための具体的な事例収集であることから、以下の協力をお願いいたします。

- a. トライアル輸送の効果検証への協力、結果活用への同意
- b. 事業者が持つトライアル輸送関連情報（コスト、リードタイム、輸送実績等）の提供（事前・事後）
- c. トライアル輸送に係るヒアリング調査への協力（事前・事後）
- d. トライアル輸送の結果を神戸港のポートセールス活動で活用（神戸港利用事例として、PR資料に掲載など）することへの同意

2. ご相談窓口

○阪神国際港湾株式会社広域集貨グループ（事業開発部・営業部内）

- ・担当者：岡村、銅山、速水、弟子丸（でしまる）

電 話：078-855-2240（岡村、銅山）

078-855-3206（速水、弟子丸）

Email：senryaku@hanshinport.co.jp

○神戸市港湾局港湾計画課 村山、浜端

- ・電 話：078-322-0124

3. 資料

- ①募集要領
- ②申請書（事業実施申請書、会社概要、誓約書）

令和元年度 神戸港アジア広域集貨促進事業(トライアル) 募集要領

1. 趣旨

成長著しい東南アジア等から神戸港への貨物集貨を図るため、神戸港を活用した物流改善のトライアルを促進するとともに、この成果も活用したポートセールスを展開する。

2. 対象とする物流改善

神戸港への国際海上コンテナ貨物の集貨に寄与する以下の改善

- ①西日本⇄東南アジア等の物流について、神戸港経由での輸送の改善や神戸港経由への転換を伴う改善を実施するもの
- ②神戸港でのトランシップを伴うもの
- ③神戸港の高付加価値化（神戸港の物流拠点の機能の拡大、IoTによる効率化等）に寄与するもの

3. 物流改善のトライアル

「2.対象とする物流改善」に掲げる物流改善を促進するため、荷主企業や物流事業者（船社を含む。以下同じ。）の申請に基づき、当該荷主企業等と連携して物流改善策のトライアルを実施。

(スキーム)

- ①荷主企業や物流事業者が、トライアルを行う物流改善策を申請
- ②阪神国際港湾株式会社がトライアル輸送に係る費用を支援(1事業あたり100万円を限度とするが、大きな集貨効果が見込まれる「改善」については、100万円を超える支援も検討。)
- ③トライアル輸送に係る費用の支援を受けた荷主企業や物流事業者は、トライアル輸送の成果を報告(当該成果の他企業への提供を許容)

(支援対象費用の範囲)

トライアル輸送の実施に必要な不可欠と判断できる以下の費用

- ・輸送費、輸出入に係る諸手続き費用、通関等諸費用、マーケティング費用、システム改修費、PR費用 等
- ※ 対象となるか疑義が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。
- ※ それぞれ消費税を含みます。
- ※ 費用の支援にあたっては、トライアル終了後(支払い時)に費用が確認できる根拠資料等を提出していただきます。

(申請の要件)

① 対象企業

「荷主」又は「物流事業者（船社を含む）」

② 対象事業

「2. 対象とする物流改善」に該当する物流改善策のトライアル

③ 対象期間

令和元年5月～令和2年3月末にトライアルを実施するもの

④ 申請

別添の申請書に必要事項を記入し、提出

※ 実施にあたっての調整事項や懸案事項があれば、その旨も申請書に記載

※ 申請は随時受け付けますが、予算を上回る申請があれば締め切ります

⑤ 情報提供等への同意

本事業の趣旨の一つは、神戸港利用促進の営業ツール作成のための具体的な事例収集であることから、以下の協力をお願いいたします。

- a. トライアル輸送の効果検証への協力、結果活用への同意
- b. 事業者が持つトライアル輸送関連情報（コスト、リードタイム、輸送実績等）の提供（事前・事後）
- c. トライアル輸送に係るヒアリング調査への協力（事前・事後）
- d. トライアル輸送の結果を神戸港のポートセールス活動で活用（神戸港利用事例として、PR資料に掲載など）することへの同意

※本トライアルに関する支援は、今後のポートセールス活動等に活用できる物流改善事例の情報収集を目的に支援するものです。持続的な物流改善効果を期待して実施するものですが、トライアル実施後の事業継続が結果的に困難になった場合は、その要因等の情報を提供頂き神戸港に関する施策の検討に活用させていただきます。

4. 物流改善の情報の展開

トライアルを実施した物流改善その他の神戸港への集貨に寄与する物流改善の事例をとりまとめ、神戸港での情報の展開を実施

申請番号

令和 年 月 日

阪神国際港湾株式会社 宛

所在地

法人名

代表者氏名

印

令和元年度 神戸港アジア広域集貨促進事業
事業実施申請書

神戸港アジア広域集貨促進事業について、下記の同意事項を了承の上、別紙の事業提案内容を添えて、参加を申請します。

記

1. 申請者（担当者情報）

社名		
所在地	〒	
担当部署		
担当者名		
連絡先	TEL. — —	FAX. — —
	E-Mail :	

【同意事項】

神戸港アジア広域集貨促進事業で採用された場合、下記の事項に同意の上、トライアル輸送を実施します。

1. トライアル輸送関連情報の提供（事前・事後）
2. トライアル輸送に係るヒアリング調査への協力（事前・事後）
3. 調査結果の活用（情報の公開）への同意
4. 情報開示や調査協力（荷主へのヒアリングを含む）に関し、荷主等関係者の了解を得ること

1. 対象事業（当てはまるものに○をつけて下さい）

- a) 西日本⇄東南アジア等の物流について、神戸港経由での輸送の改善や神戸港経由への転換を伴う改善を実施するもの
- b) 神戸港でのトランシップを伴うもの
- c) 神戸港の高付加価値化（神戸港の物流拠点の機能の拡大, IoT による効率化等）に寄与するもの

2. 事業計画の概要（背景や目的など）

（具体的にご記入ください。）

3. 貨物輸送情報

輸送品	予定数量	TEU（トライアルの実施予定回数：○回）	
	品目	（記入可能であれば）	
輸送相手国	輸出・輸入（該当するものを○で囲んでください） 国名：		
利用事業者 （船社等）			
トライアル期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
トライアル内容	（トライアル内容）		
	（神戸港との関係性）		
トライアル費用	（費用の内訳）		
	合計金額	円	
	（内 支援対象費用）	円	
留意事項	<p>※経費が対象となるか疑義が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。</p> <p>※それぞれ消費税を含みます。</p> <p>※費用の支援にあたっては、トライアル終了後（支払い時）に費用が確認できる根拠資料等を提出していただきます。</p>		

1. 会社概要

会 社 名	
設立年月日	
上 場	
代 表 者	
住 所	
資 本 金	
社 員 数	
事 業 内 容	
国内事業所	
海外事業所	
売 上 高	
そ の 他	

令和 年 月 日

阪神国際港湾株式会社 宛

所在地

法人名

代表者氏名

印

誓約書

神戸港アジア広域集貨促進事業にあたって、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、5号については、必要に応じて代表者、役員等の情報を兵庫県警察に照会することに同意します。

記

- 1 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている。
- 2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている。
- 3 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立てがなされている。
- 4 税金を滞納している。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に基づく暴力団または、同法に基づく暴力団員（以下「暴力団員」）が役員として又は実質的に経営に関与している団体である。役員等が、暴力団又は暴力団員に金銭的な援助、その他経済的な便宜を図ったことがあるなど、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する。